

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう

# 地域福祉権利擁護事業

ち いき あん しん く て つだ  
 地域で“安心”して暮らせるようお手伝いをします



どのようなひとが  
 つかえるの？

- にん ち しょうじょう こう れいしゃ 認知症状のある高齢者
  - ひと り く こう れいしゃ 一人暮らしの高齢者
  - こう れい しゃ か そく 高齢者のみの家族
  - ち てき しょうがい 知的障害のあるひと
  - せい しん しょうがい 精神障害のあるひと
  - しん たい しょうがい 身体障害のあるひと
- ・・・など

このようなことで  
 困こまっているとき、  
 ご利用りようください。

- ふく し り よう 福祉サービスを利用したいけど、  
 どうすればよいかわからない…
- ふく し り ようりよう びょういんだい 福祉サービス利用料や病院代、  
こうねつ すい ひ など し ぼら 光熱水費等の支払いができない…
- にちじょうてき かね かん り ふ あん 日常的なお金の管理に不安がある…
- よ きん つうちょう たい せつ しょうい 預金通帳やハンコ、大切な書類の  
お ば しょ おち だ 置き場所を思い出せない…



くさつ ししゃきょう  
 草津市社協キャラクター  
 ふくちゃん



しゃかい ふく し ほうじん  
 社会福祉法人

くさ つ し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい  
 草津市社会福祉協議会





## ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業ってなに？

はんだんのつりやく じゅうぶん まいにち く ふくし り  
判断能力が十分でないため、毎日の暮らしのなかで、福祉サービスの利  
用の仕方や手続きがよく分からなかったり、日常のお金の管理が不安なひ  
とが地域で安心して生活を送れるように支援するものです。



## て つだ どのようなことをお手伝いしてくれるの？

### ふくし りよう えんじょ 福祉サービスの利用援助

ふくし かいご サービスの利用をお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、  
助言をします。
- 福祉サービスの申し込み、契約時の立会いや代弁をします。
- 福祉サービスの利用料金を代行して支払います。
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続きをします。

### にちじょうてきせんせんかんり 日常的金銭管理サービス

くらしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- 年金や福祉手当の受け取りの手続きをします。
- 税金や公共料金、日用品購入などの支払い手続きをします。
- 医療費の支払い手続きをします。
- 銀行や郵便局で預貯金の出し入れをします。

### しよるい あず 書類などの預かりサービス

たいせつ さいさん かんり こんなん ばあい さいさん きんゆうきかん かしきん こ ほかん  
大切な財産の管理が困難な場合、その財産を金融機関の貸金庫で保管します。

### あず お預かりできるもの

ねんきんしょうしょ よちよきん つうちょう けんりしよるい けいやくしよるい ほ けんしよるい じついん ぎんこういん  
年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印  
その他、草津市社会福祉協議会が認めた書類



## て つだ どのようなひとがお手伝いしてくれるの？

あなたをお手伝いするのは、しゃかいふくしきぎょうかい じりつせいかつし えんせんちんいん  
社会福祉協議会の自立生活支援専門員と  
生活支援員です。

### ★自立生活支援専門員とは？

なや そうだん う いこう も てきせつ しえんげいかく  
悩みごとの相談を受けて、あなたの意向に沿った適切な支援計画を  
あきせい けいやく て つだ  
作成し、契約までのお手伝いをします。

### ★生活支援員とは？

せい かつ し えん いん  
契約の内容に沿って、定期的に訪問します。福祉サービス利用の手  
つぎ や 預貯金 の 出し入れ を します。



## かね は がる の？ お金はかかるの？

そうだん し えんげいかく あきせい ひよう せりよう ふくし  
相談や支援計画の作成にかかる費用は、無料です。福祉サービス  
利用手続きや金銭管理などのサービスを利用する際は有料です。

サービス区分	利用単位	利用料
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉サービス利用援助</li> <li>• 日常的金銭管理</li> </ul>	1回 (2時間以内)	1,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 書類等の預かり (財産安全管理)</li> </ul>	6か月	1,000円



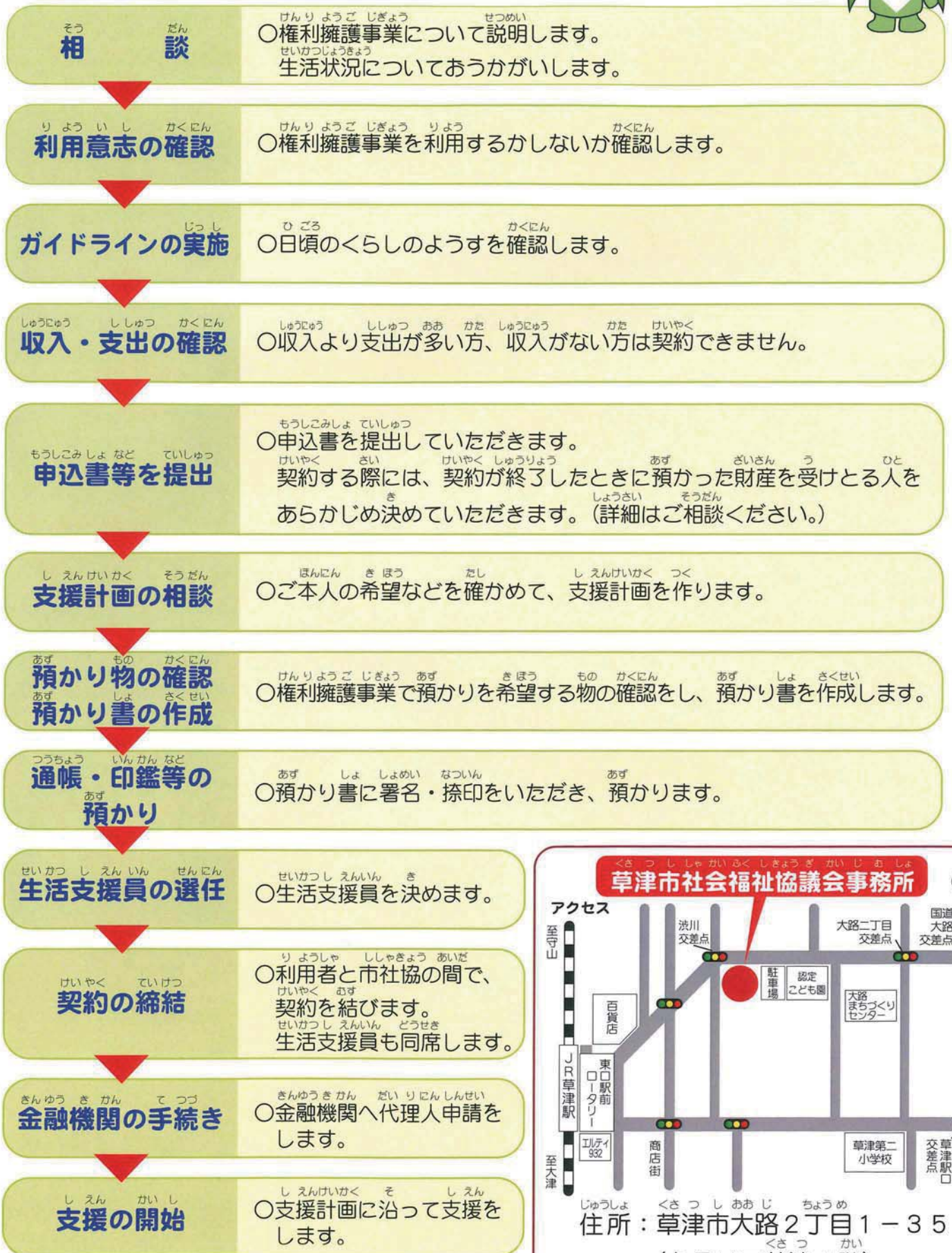
## いちどりよう 一度利用するとやめられないの？

て つだ  
お手伝いがいらなくなったら、いつでもやめることができます。また、支  
援計画の内容を変えることもできます。

くさつ ししゃかいふくしきぎょうかい じりつせいかつし えんせんちんいん せいかつし えんいん けいやく きかんちゅう  
草津市社会福祉協議会や、自立生活支援専門員、生活支援員は、この契約の期間中  
に 知ったあなたに関する秘密を守ります。また、この契約が終わった後も同じです。



# 権利擁護事業の手続きの流れです



**草津市社会福祉協議会事務所**

**住所：草津市大路2丁目1-35  
(キラリエ草津4階)**

電話：077-562-0084  
FAX：077-566-0377